



平成28年10月7日

内閣府（防災担当）

「平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成28年9月23日に公布・施行された、「平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について、本日（10月7日）、その一部を改正する政令が閣議決定されました。

この改正は、上記激甚災害に適用すべき措置として、全国を対象として、水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助の措置を追加するものです。

I 激甚災害（本激）の追加指定と適用措置

全国を対象として、次の措置が適用されます。

○水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第7条第3号）

水産動植物の養殖施設（ほたてがい、かき類、ほや類、こんぶ類及びわかめ類）が被害を受けた場合の災害復旧事業に対して補助率9/10で補助を行います。

※全国の海面養殖施設の被害見込額 10.7億円（平成28年10月5日現在）

うち 北海道内の被害見込額 8.5億円（同上）

（参考：指定基準）

全国の海面養殖施設の被害見込額が 10.45億円（※1） を超え かつ

①ある都道府県の被害見込額が当該都道府県の海面養殖業の所得推定額の 40%を超える
又は

②ある都道府県の被害見込額が 5.22億円（※2） を超える

（※1） 全国の海面養殖業の所得推定額の2%

（※2） 全国の海面養殖業の所得推定額の1%

II 今後の予定

10月13日（木） 公布・施行（予定）

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 後藤、玉田、阿部

03-5253-2111（代表、内線51382・51383） 03-3593-2847（直通）